

議案第 6 号

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 9 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成 1 1 年墨田区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 5 条ただし書を削り、同条に次の 2 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 6 2 条第 1 項ただし書の規定により有料粗大ごみ処理券の交付を省略された者が、粗大ごみを排出するときは、規則で定めるところにより、必要な事項を記載した紙面を添付しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、第 1 項の有料粗大ごみ処理券又は前項の紙面の添付を要しないこととすることができる。この場合において、粗大ごみを排出しようとする者は、区長の指示に従わなければならない。

第 6 2 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める者については、有料粗大ごみ処理券の交付を省略するものとする。

付 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

区民の利便性の向上を図るため、粗大ごみの廃棄物処理手数料の納付をオンラインにおいても行うことができるようにするほか、所要の改正をする必要がある。